

# 保険料のしくみ

## 65歳以上の方 (第1号被保険者の令和5年度の保険料)



P4

介護保険の  
しくみ

P6

加入者と  
保険証

P8

保険料の  
しくみ

P13

介護保険による  
サービスの利用

P41

介護保険外の  
サービス

P42

介護保険サービス  
の利用にあたって

P43

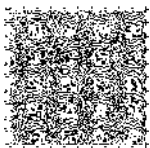
相談窓口

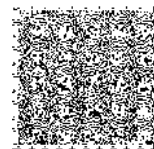
保険料段階	対 象 者		保険料率	1人あたりの 年間保険料
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者(世帯全員が市民税非課税)		基準額×0.25	19,200円
	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税		
本人が市民税非課税		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.45	34,560円
		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.7	53,760円
		課税者がいる	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9
第5段階		課税者がいる	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額×1
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	基準額×1.1	84,480円
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.15	88,320円
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.45	111,360円
第9段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額×1.65	126,720円
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額×1.7	130,560円
第11段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額×1.75	134,400円
第12段階		合計所得金額が600万円以上700万円未満	基準額×2	153,600円
第13段階		合計所得金額が700万円以上800万円未満	基準額×2.1	161,280円
第14段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×2.3	176,640円
第15段階		合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.5	192,000円

※1 公的年金等の収入金額とは、老齢年金などの課税対象となる年金収入をいい、障害・遺族年金などの非課税となる年金収入は含まれません。

※2 合計所得金額とは、収入金額から必要経費を控除した所得金額の合計額で、「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除前の金額です。株式譲渡所得など申告分離課税の所得金額を含み、雑損失、繰越損失は含みません。なお、介護保険では、給与所得及び公的年金等に係る雑所得金額の合計から10万円控除(ただし、控除後、合計額が0円を下回る場合は0円とする)した額で合計所得金額を算定し直し、土地建物等の譲渡所得に係る特別控除がある場合は、さらに特別控除額を差し引いて算定します。

※注 第1～第5段階については、※2に租税特別措置法第四十一条の三の三第二項に定める所得金額調整控除を加え、そこから公的年金等に係る雑所得金額を差し引いて算定します。





## ■ 保険料算定の具体例

[本人(夫婦の場合は2人とも)の収入が年金収入のみの場合の例]

### ① 単身世帯の場合の例

対象者	保険料段階
年金収入 80万円以下	第1段階
年金収入 80万円超、120万円以下	第2段階
年金収入 120万円超、155万円以下	第3段階
年金収入 155万円超、240万円未満	第6段階
年金収入 240万円以上、310万円未満	第7段階
年金収入 310万円以上、433万5,295円未満	第8段階

### ② 夫婦のみの世帯の場合の例

対象者	保険料段階
夫の年金収入が80万円超120万円以下で、妻の年金収入が80万円以下	夫 第2段階 妻 第1段階
夫の年金収入が120万円超211万円以下で、妻の年金収入が120万円超155万円以下 妻が夫の控除対象配偶者の場合	夫 第3段階 妻 第3段階
夫の年金収入が211万円超240万円未満で、妻の年金収入が80万円以下	夫 第6段階 妻 第4段階
夫の年金収入が211万円超240万円未満で、妻の年金収入が80万円超155万円以下	夫 第6段階 妻 第5段階
夫の年金収入が211万円超240万円未満で、妻の年金収入が155万円超240万円未満	夫 第6段階 妻 第6段階
本人の年金収入 240万円以上、310万円未満	第7段階
本人の年金収入 310万円以上、433万5,295円未満	第8段階

## ■ 保険料の納め方

保険料の納め方は、受け取っている年金の金額の違いなどによって次の2種類に分かれます。

※どちらの納め方になるかは法令等で定められており、被保険者の方が選択することはできません

老齢・退職・障害・遺族年金の  
金額が年額18万円以上の方

**特別徴収**

**年金から引き去りされます。**

●年6回の年金を受け取る偶数の月(4・6・8・10・12・2月)に引き去りされます。

※複数の年金がある方については、いずれかひとつの年金の年額が18万円以上の場合に特別徴収となります。

老齢・退職・障害・遺族年金の  
金額が年額18万円未満の方

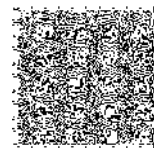
**普通徴収**

**口座振替による方法や納付書により金融機関や  
コンビニエンスストアなどで納めます。**

●年間保険料を6月から翌年3月までの毎月(年10回)に分けて納めていただきます。

○年度途中で市外から転入された方や65歳になられた方は、一定期間、普通徴収で納めていただいた後、年金からの引き去りが始まります。

○年金から納めていただいている場合でも、年度途中で他の市町村から転入や転出、年度の途中で保険料の額が変更になったなどの場合には、普通徴収に切り替わります。



P.4  
介護保険の  
しくみ

P.6  
加入者と  
保険証

P.8  
保険料の  
しくみ

P.13  
介護保険による  
サービスの利用

P.41  
介護保険外の  
サービス

P.42  
介護保険サービス  
の利用にあたって

P.43  
相談窓口

## ■ 保険料のお知らせ

保険料は前年の所得などをもとに算定し、6月に「介護保険料のお知らせ（納入通知書）」を郵送します。

- 年度の途中で新たに第1号被保険者の資格を取得された場合や、保険料段階が変わった場合は、6月以外にもお知らせを郵送します。
- 介護保険は、個人ごとに参加するので、夫婦2人とも65歳以上である場合には、それぞれ第1号被保険者の保険料をお支払いいただくこととなります。
- 介護保険料は、社会保険料控除の対象です。

## ■ 保険料の滞納にご注意ください

介護保険は、支え合い・助け合いの制度として、被保険者のみなさんに保険料をご負担いただく社会保険です。保険料を滞納されますと、滞納期間に応じて次のような措置（給付制限）がとられます。

※利用者負担についてはP34参照

### ● 保険料を1年以上滞納すると

介護保険サービスの費用をいったん全額自己負担していただき、後ほど申請して9割（または8～6割）分の払い戻しを受けることとなります。

通常の支払方法	1割（または2～4割）負担	保険給付9割（または8～6割）
支払方法の変更	全額負担10割（いったん全額を支払っていただきます。）	
	1割（または2～4割）負担	申請により保険給付9割（または8～6割）が払い戻されます。

### ● 保険料を1年6か月以上滞納すると

払い戻される額のうち、滞納保険料相当額の支払いが「一時差し止め」られ、以降も保険料を納付しない場合は、滞納保険料に充当されます。

滞納保険料に充当	全額負担10割（いったん全額を支払っていただきます。）		
	1割（または2～4割）負担	滞納保険料に充当	滞納保険料相当額以外は払い戻されます。

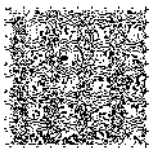
### ● 保険料を2年以上滞納すると

介護保険サービスを利用する際の負担割合（P34参照）が通常1割または2割の方は、未納期間に応じ3割、通常3割の方は未納期間に応じ4割となる措置（給付額減額）がとられます。さらに、高額介護サービス費の支払い（P38参照）および食費・居住費（滞在費）の負担軽減（P39参照）を受けることができません。現在、サービスを利用していない方でも、将来的にサービスを利用する際に3割または4割の自己負担となります。

例) 通常の負担割合	自己負担1割（または2・3割）	保険給付9割（または8・7割）
給付額減額後の負担割合	自己負担3割（または4割）	保険給付7割（または6割）

④滞納保険料には延滞金が加算されます。

⑤滞納が続くと、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。



P4  
介護保険の  
しくみ

P6  
加入者と  
保険証

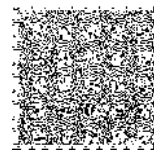
P8  
保険料の  
しくみ

P13  
介護保険による  
サービスの利用

P41  
介護保険外の  
サービス

P42  
介護保険サービス  
の利用にあたって

P43  
相談窓口



## ■ 保険料の減免制度 ※該当すると思われる方は、お住まいの区役所・北須磨支所介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）にご相談ください。（裏表紙参照）

### 1. 保険料段階が第1～3段階で、生活が困窮している方

次の①～④すべてに該当すれば、減免を受けられます

【減免の対象となる方】

- ① 市民税の課されている方に扶養されていない。
- ② 市民税の課されている方と生計を共にしていない。
- ③ 資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる。  
・預貯金等の金融資産が世帯で350万円以下（世帯員が2人以上の場合は2人目から1人あたり100万円を加算した額以下）
- ④ 本人の属する世帯の年間収入（障害・遺族年金などの非課税となる収入を含む）が下記の表のいずれかに該当する。

保険料段階	世帯の年間合計収入	減免の内容
第1～3段階の方	世帯の年間合計収入が60万円以下 世帯員が2人以上の場合は、2人目から1人あたり17.5万円を加算した額以下 【計算例】家族の合計人数が4人の場合 60万円+（17.5万円×3人）=112.5万円以下	第1段階の半額の保険料相当額に減額
第2・3段階の方	世帯の年間合計収入が120万円以下 世帯員が2人以上の場合は、2人目から1人あたり35万円を加算した額以下 【計算例】家族の合計人数が4人の場合 120万円+（35万円×3人）=225万円以下	第1段階の保険料相当額に減額

### 2. 保険料段階が第4～15段階で、失業・退職などにより本人や家族の所得が大幅に減少する方

次の①・②すべてに該当すれば、減免を受けられます

【減免の対象となる方】

- ① 本人の属する世帯の生計を維持する方が失業した、事業を廃止・休止した、亡くなった、心身に重大な障害を受けた、長期入院した等のいずれかに該当する場合
- ② 本人の属する世帯の今年1年間の見込み所得が下記のすべてに該当する方

保険料段階	世帯の今年1年間の見込み所得	減免の内容
第4～15段階の方	①の理由により前年と比べて半分以下に減る。 1か月あたりの金額が24万5千円以下である。 見込み所得から判断すると、本人または本人を含む世帯全員が市民税の非課税基準に該当し、保険料段階が今年度4・5段階の方は来年度は1～3段階に、今年度6～15段階の方は来年度は1～5段階に、保険料段階が下がると見込まれる。※取用による減免の場合を除く	所得の減少の度合いなどに応じて、保険料の0.9割～8.7割を減額（失業などの事実のあった月から年度末まで適用）

### 3. 災害により被害を受けた方

【減免の対象となる方】風水害・火災などにより住宅・家財に著しい被害を受けた方のうち一定の方

【減免内容】被害の程度に応じて、保険料の3割から10割を減額

※東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い帰還困難区域等及び旧避難指示区域等から転入された被保険者の方については、減免措置が該当する可能性がありますのでご相談ください

### 4. 刑事施設などに収監された方

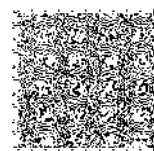
【減免の対象となる方】刑事施設などへの収監が2か月をこえる場合

【減免内容】収監期間に応じて保険料の全額を免除（拘禁が終了した月を除く）

### 5. 保険料段階が第2・3段階の方のうち、「神戸市在日外国人等福祉給付金」の受給者

【減免の対象となる方】保険料段階が第2・3段階の方のうち、「神戸市在日外国人等福祉給付金」を受給されている方

【減免内容】第2・3段階の保険料を第1段階相当額に減額



P.4  
介護保険の  
しくみ

P.6  
加入者と  
保険証

P.8  
保険料の  
しくみ

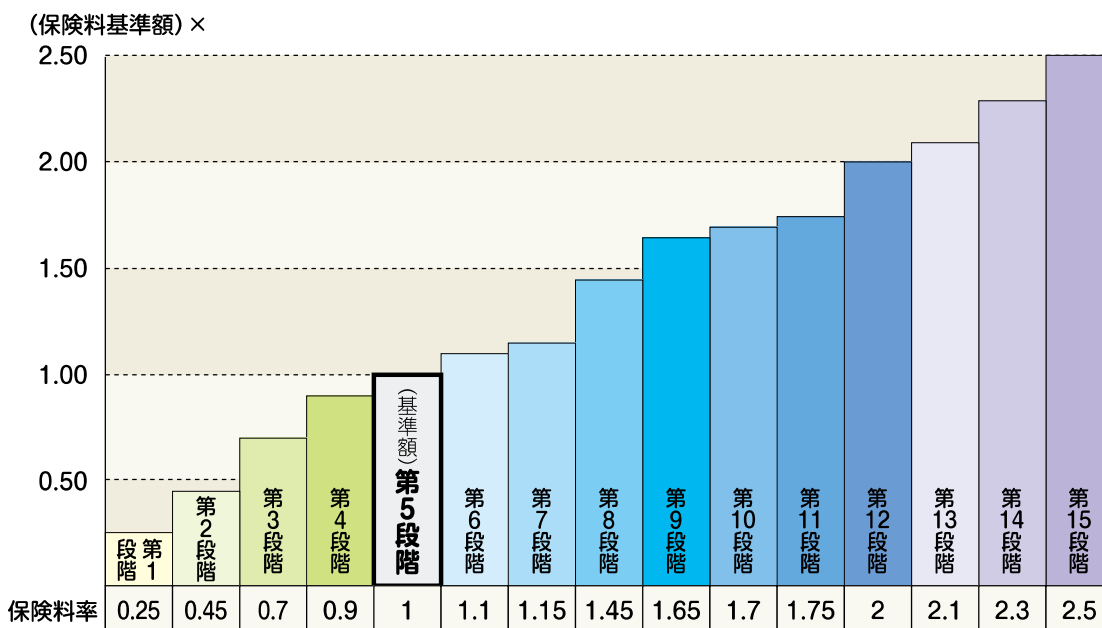
P.13  
介護保険による  
サービスの利用

P.41  
介護保険外の  
サービス

P.42  
介護保険サービス  
の利用にあたって

P.43  
相談窓口

## ■ 介護保険料段階のイメージ図



P4  
介護保険の  
しくみ

P6  
加入者と  
保険証

P8  
保険料の  
しくみ

P13  
介護保険による  
サービスの利用

P41  
介護保険外の  
サービス

P42  
介護保険サービス  
の利用にあたって

P43  
相談窓口



## 40歳～64歳の方 (第2号被保険者の保険料)

- 保険料は、加入している医療保険（健康保険、国民健康保険など）の算定方法により決まります。
- 職場の健康保険については、保険料の半分は、事業主が負担します。

	職場の健康保険に加入している方	神戸市国民健康保険に加入している方
決め方	<p>各健康保険ごとに設定される保険料率と給与（標準報酬月額・標準賞与額）に応じて決められます</p> <p>「介護分」の保険料 ＝給与（標準報酬月額・標準賞与額）×保険料率</p> <p>※一般に主婦などの被扶養者は、直接の保険料の負担はありません（被保険者全体で負担します）</p>	<p>保険料は3つの要素から世帯ごとに決められます</p> <p>①所得割額 40歳～64歳の加入者の所得に応じて計算</p> <p>②被保険者均等割額 40歳～64歳の加入者数に応じて計算</p> <p>③世帯別平等割額 40歳～64歳の加入者の属する世帯で1世帯あたり定額</p> <p>「介護分」の保険料＝①＋②＋③</p>
納め方	<p>医療保険の「医療分」及び「後期高齢者支援金分」の保険料に「介護分」の保険料をあわせてお支払いいただきます</p> <p>「介護分」の保険料だけ分けて支払うことはできません</p>	

※詳しくは加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

